

視 察 調 査 報 告 書
＜子どもの未来応援特別委員会＞

令和3年第10回沖縄県議会（11月定例会）

令和3年12月16日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

子どもの未来応援特別委員会視察調査報告書

視察調査日時

令和3年12月16日 木曜日（1日）

視察調査場所

中央児童相談所

視察調査事項

子どもの貧困問題及び教育無償化並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立について（コロナ禍における子どもの貧困（児童虐待と一時保護後の児童処遇）について）

視察調査概要

別紙のとおり

参加委員（10人）

委員長	西 銘 純 恵 さん
副委員長	当 山 勝 利 君
委員	新 垣 淑 豊 君
委員	石 原 朝 子 君
委員	仲 田 弘 毅 君
委員	玉 城 健一郎 君
委員	玉 城 武 光 君
委員	喜友名 智 子 君
委員	次呂久 成 崇 君
委員	平 良 昭 一 君

随行職員（2人）

議会事務局政務調査課主幹	具志堅 勝 也
議会事務局政務調査課主査	中 本 信

別紙（視察調査概要）

調査項目 「コロナ禍における子どもの貧困（児童虐待と一時保護後の児童処遇）について」

1 コロナ禍における子どもの貧困（児童虐待と一時保護後の児童処遇）について

（1）現場視察

概要説明の前に、中央児童相談所の管理棟、一時保護所を2班に分かれて視察を行った。

（2）中央児童相談所長による概要説明

虐待の件数は、令和2年の速報値で全国が20万件、沖縄県においても1800件を超え、毎年数字を更新している状況が続いており、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の中で一番多いのが心理的虐待となっている。

一方で、一番リスクが高い身体的虐待、ネグレクト、性的虐待になかなか注力できないという状況があり、身体的虐待などそういった児童の生命・安全に直結する虐待は減少していないという事実を皆さんにお伝えしたいと思っている。

コザ児童相談所と中央児童相談所を合わせた職員数は、虐待件数の増加や児童相談所に対するいろいろな職務の変化等により、平成17年から令和3年までの17年間で正職員が51名、非常勤職員が56名の合計107名が増員され、2倍以上の職員体制の強化が図られた。しかし、平成17年度の虐待相談件数は451件、令和2年度の速報値は1835件で、4倍強の増加となっており、職員の増員を超え対応困難な状況が継続している。

一時保護の状況は、一時保護委託と一時保護に分けられ、一時保護委託は、児童養護施設であるとか里親とか乳児院に一時保護をお願いしている。平成29年にちょっと落ち込みはあるが、全体的に増加傾向にあると考えている。一時保護委託及び一時保護で一番多い相談の種別は養護相談となっており、児童相談所ではいろいろな相談を受けるが、その相談種別ごとの増加率では養護相談がこの2年間非常に伸びており、あと育成相談、情緒的な課題のある子供たちの問題も多くなっている。

家庭的養護への転換は、現在里親や施設にいる子供たちを、なるべく乳幼児の場合は家庭的養護、里親のほうに移していくということも必要であ

るが、里親ごとにケースの相談を行うのにかなり時間がかかる。そういった意味で、家庭的養護へ転換することは、その分だけで職員が必要になる。家庭的養護はすごく子供たちにとっていいことであるが、これを支援するには、施設にいる子供たちを支援するよりもすごく細やかな配慮、あるいは里親へのケアも含めた支援も必要であり、そういったところの専門的な部分が児童相談所に課されていて、非常に難しいところである。

中央児童相談所が受理した相談件数は、那覇市の件数も増えてはいるが、那覇市以外の市町村（宮古・八重山等の離島も含む）の相談件数も増加しており、市町村への後方支援が非常に重要である。

中核市である那覇市に児童相談所があると、沖縄県の児童相談体制は非常に拡充できるのではないかと考えている。深刻化する児童虐待防止に向け連携と役割分担を進めるため、那覇市に児童相談所の設置を積極的に推進していただきたい。県の中央児童相談所はそのことによって宮古・八重山等の離島市町村を含む南部圏域の増加する児童相談、虐待対応を含む、市町村の後方支援の充実、児童支援体制の拡充等を図ることができる。

（3）質疑応答

Q 那覇市にも児童相談所を設置したほうがよいと思うが、中央児童相談所が那覇市から他市町村に移ることについてどう考えるか。

A 県の保健所が那覇市に移って、そのまま建物を那覇市が使用をしている。中央児童相談所の建物も那覇市がそのまま使用したらいいのではと思う。南部医療センターの県の農地辺りは、病院が近く安心であるとか高速の入り口や南部圏域にも近く浦添にも行きやすいことから、あの辺りがいいのではと個人的に思っている。

Q 今回の那覇市議会議員選挙でも、結構な人数の方が那覇市にも児童相談所をつくるべきだと主張をされていた。我々も議会の立場からバックアップしていきたいがどうか。

A 東京の特別区もそうだが、各中核市が今どんどん児童相談所を建てている。人口が30万人ぐらいの中核市である奈良市も児童相談所の設置に向けて動いており、議員のほうからも声をかけていただければ助かる。

Q 要保護児童対策地域協議会はうまくいっているのか。要保護児童対策地域協議会はどのような状況か。

A 個別支援会議というケース会議に近いものは、ほとんど随時行っており、

要保護児童対策地域協議会があるおかげで安全確認ができる状況である。この仕組み自体は非常にうまくいっている。

Q 要保護児童対策地域協議会が設置されていない市町村はあるのか。

A 要保護児童対策地域協議会自体は全ての市町村で設置されている。ただ、きちんと稼働していないところはあるかもしれない。

Q 家庭児童相談室の相談員については正職員でない方々がおり、その相談員は大体3年で終わっていく。広域的に何かそういった専門の方々と連携を図って、お互いの専門性を生かしながら欠員のある市町村と連携して配置ができないか。

A 福祉人材バンク等もあるので、そこで登録ができるかどうかも含めて確認したいと思う。

Q 乳幼児全戸訪問事業と育児支援訪問事業については、県内で実施していない自治体があったと思うが、初動というか一番最初に大事なところはこの部分だと思っている。中央児童相談所が管轄している中で、この事業を実施していない市町村というのは把握しているか。

A この乳児関係は小児保健の部分なので、把握していないところであるが、育児支援に関しては確かにやっているところとやっていないところがある。中央児童相談所からも、ショートステイの実施、ファミサポとの契約を伝えているが、ショートステイは預け先がないので、市町村によっては予算化されていないところが多い。

Q 石垣市の児童相談員も増員したと聞いたが、各自治体の児童相談員の配置はどのような状況か。最近増員しているところはあるか。

A 拠点事業を進めて増員するところもあるが、児相も同様で人材確保が難しい。特に離島であればさらに難しく、福祉司を探したいところではあるが、そもそも資格者がいないということがあって、取り合いになっている。中核市に対しては児童相談所を建ててほしいということはいろいろ言っているが、全国的に募集を出すので、どの中核市も人の奪い合いになっている。以前、保育士の取り合いのようなことがあったが、児童相談関係の資格者もそういった状況に少しなりつつある。そういった中で市町村の児童相談員というのは、余計に非常勤職員であれば給与の部分であるとか待遇の部分で、資格を持った人は応募しない可能性がある。

Q 本庁のほうにずっと要望していると思うが、我々議員に対して何か要望があれば伺いたい。

A 児童相談所においては、確かに人は欲しいが、県としては増員されているほうだと思う。ただ、社会の進み方に追いつけないような状況である。それでもゆっくり歩くわけにはいかないので、次年度、法改正に伴って保健師が配置されたら、子供たちのところでも健康観察の部分や学校給食で最近問題となっているアレルギーの問題にも対応できる。赤ちゃんがいる家庭に訪問するときも保健師も一緒に同行できる。そういった意味では、体制自体はいろいろな幅を持って対応できるようになっていると思うが、根本的に会計年度任用職員であるということは、また夜勤の職員も確保できていないということは非常に悩ましいところであり、なかなか探してもいないという状況である。このような状況は社会的に今どの施設もそうだと思うので、全体的に変える何かを探さないと難しいという気がする。

Q 虐待の相談件数が増えている実態はどうか。

A 基本的にはある程度虐待は抑止されているという気はするが、ただ、いろいろな法律の中でどんどん幅が広がってきているので、例えば最近であればヤングケアラーという問題が現れており、こういった子供たちを救おうと、こういった子供たちも虐待ではないかもしれないが、当然支援が必要な子供たちであるということで、どんどん要支援の子供たちが増えている。今は、これまで要保護だった子供が、要支援へと変わった子供も増えてきており、この子供たちを誰がどこで面倒見ているのかという話になる。要するに件数が増えていってある程度落ち着いていたかもしれないが、どんどんその上にいろいろな保護すべき子供たちの要件が増えてきたような気はする。特に心理的虐待が最たるもので、それが加わったことは非常にこの伸びにつながっている。

Q 例えば保育士、福祉司、心理士などが担当しているのは何名ぐらいか。

A 平成31年の数字で申し訳ないが、1人当たりの件数は中央児相は大体50件、コザ児相が34件で全県的には43件となっている。

Q この43件というのは、例えば本土と比較するとどうなのか。

A 基本的に国は大体40件ぐらいを目安になさいとは言っている。だけれども、今お伝えした数字には、実を言うと電話相談とか来所相談とか、1回の

アドバイスで行う件数は入ってないで、そういった件数でいうと1人当たり61件である。60件を超えているので、全国平均からいうと多いほうになる。

以 上